平成２５年度第１回子ども・子育て会議

日時:平成25年12月20日（金）
14:30～16:00
場所:岩手県水産会館５階　大会議室

１　開　会

○宮野少子化担当課長　それでは、皆様大変お待たせいたしました。ただいまから平成25年度第１回岩手県子ども・子育て会議を開会いたします。

私は、児童家庭課で少子化担当課長をしております宮野と申します。本日の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日ご出席いただいている委員の皆様、委員総数26名のうち出席につきましては過半数に達しておりますので、条例第４条第２項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、本日の会議は公開となっておりますので、皆様どうぞご了承お願いいたします。

２　あいさつ

○宮野少子化担当課長　それでは、開会に当たりまして、根子保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

○根子保健福祉部長　県の保健福祉部長の根子でございます。皆様には年末のお忙しい中、岩手県子ども・子育て会議においでいただきまして、まことにありがとうございます。

また、このたびは本会議の委員をお引き受けいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

さて、急速に少子化が進行する中で、国では子ども・子育て支援の新たな仕組みを構築することといたしまして、昨年８月に子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連３法を成立させたということでございます。

この新しい制度でございますが、平成27年の４月から本格実施されるということで、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指しまして、市町村が実施主体となり、利用計画を作成しまして、その計画に基づいてサービスの提供体制を整備する。特に子ども・子育て支援の給付や事業を実施することとされております。

現在国では、今年の４月に設置されました子ども・子育て会議において、新たな制度の基準づくりが行われております。県においても県の子ども・子育て会議を設

置いたしまして、県の子ども・子育て事業支援計画を作成するなど、国とともに制度の実施主体である市町村を重層的に支えるということとしております。

県の子ども・子育て会議の委員は保護者の方、保育所、幼稚園など子ども・子育て支援の関係者、企業、労働関係者、学識経験者など幅広い分野からご就任をお願いしたところであり、県の支援計画策定に当たりましても委員の皆様から貴重なご意見を頂戴できることと期待しております。

新制度の円滑な実施に向け、県の支援計画については市町村の事業計画の進捗にあわせて策定していきまして、来年度の前半を目途に中間案を取りまとめ、秋には大枠を固める必要があります。非常に短い期間で検討審議をお願いすることとなりますが、委員の皆様ご協力をお願いいたします。

本日は第１回の会議でございますが、新しい制度の内容などをご説明申し上げまして、今後関係団体、市町村、県が取り組んでいく内容などについてご質疑をお願いいたしたいと思っておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

３　委員紹介

○宮野少子化担当課長　続きまして、委員紹介に移らせていただきたいと思います。

本日は初の会合でございますので、お手元にお配りいたしております名簿に従いまして、まずご紹介いたしたいと思います。

社会福祉法人あすなろ会かがの保育園・保護者会の山本委員さんでございます。

岩手県私立幼稚園ＰＴＡ連合会の晴山委員さんでございます。

岩手県ＰＴＡ連合会、五十嵐委員でございます。

同じく熊谷委員でございます。

岩手県社会福祉協議会・保育協議会の藤本委員でございます。

日本保育協会岩手県支部の中村委員でございます。

岩県私立保育園連盟、佐々木委員でございます。

岩手県国公立幼稚園協議会、佐藤委員さんでございます。

岩手県私立幼稚園連合会の坂本委員さんでございます。

ＮＰＯ法人いわて子育てネット、両川委員でございます。

岩手県学童保育連絡協議会の橋本委員さんでございます。

岩手県社会福祉協議会・児童館部会の熊谷委員さんでございます。

岩手県民生委員児童委員協議会の米田委員でございます。

岩手県児童養護施設協議会の佐々木委員でございますが、まだお見えになってございません。

岩手県母子寡婦福祉連合会、松本委員さん、今日はご都合により欠席となっております。

岩手県立大学社会福祉学部、遠山委員でございます。

盛岡大学短期大学部の大塚委員でございます。

釜石市子ども課長の高橋委員については、今日はご都合により欠席となっております。

岩手町町民課の澤口委員でございます。

岩手県小学校長会の藤川委員につきましては、本日都合により欠席されております。

岩手県中学校長会の佐藤委員さんでございます。

岩手県医師会の山口委員でございます。

同じく吉田委員さんは、今日はご都合によりご欠席となっております。

岩手経済同友会の鈴木委員、それから日本労働組合総連合会岩手県連合会の豊巻委員さんもご欠席ということになってございます。

岩手朝日テレビ、小野寺委員さんでございます。

続いて、県側の出席者につきましてご紹介いたします。

先ほどご挨拶を申し上げた根子保健福祉部長です。

浅沼副部長兼保健福祉企画室長です。

児童家庭課の菅野総括課長です。

同じく高橋健全育成担当課長です。

総務部法務学事課、岡崎私学・情報公開課長でございます。

教育委員会学校教育室の飯岡主任指導主事でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

４　会長及び副会長の選出

○宮野少子化担当課長　続きまして、次第の４番、会長及び副会長選出についてに移りたいと思います。

条例の第３条の規定によりまして、会長及び副会長につきましては委員の互選によることとなってございます。最初に会長ですが、どなたかご推薦をいただければ大変ありがたいと思います。いかがでございましょうか。

藤本委員。

○藤本達也委員　社協の藤本でございます。岩手県立大学社会福祉学部の遠山委員に会長さんをお願いしたらいかがでございましょうか。

○宮野少子化担当課長　ただいま藤本委員のほうから遠山委員さんのご推薦がございました。皆様いかがでございましょうか。

（　拍手　）

○宮野少子化担当課長　ありがとうございます。

それでは、遠山委員に会長をお願いしたいなということでございます。

引き続きまして、副会長の選出についてでございますけれども、どなたか副会長につきましてご推薦をいただければと思います。

両川委員お願いいたします。

○両川いずみ委員　民生委員児童委員協議会の米田ハツエさんにお願いしたいと思います。

○宮野少子化担当課長　ただいま両川委員のほうから、副会長に米田委員のご推薦いただきましたけれども、皆様いかがでございますでしょうか。

（　拍手　）

○宮野少子化担当課長　それでは、副会長につきましては米田委員にお願いしたいと思います。

それでは、遠山委員は会長席にご移動いただきたいと思います。

ただいま会長、副会長が選任されましたけれども、会長、副会長様のほうから一言ずつお言葉いただければと思います。

遠山委員さんお願いいたします。

○遠山宜哉会長　遠山でございます。よろしくお願いいたします。

岩手県の子ども・子育てに関してのいろいろ大きな幅広い皆さんにお集まりいただいているので、会議自体も大変大事な会議であり、また再来年のスタートに向けてこれから急ピッチで話を進めていかなければいけない、そういうことでございますので、皆さんの貴重なご意見をいただきながら、それをもとに進めていきたい。皆さんの多数のご発言をよろしくお願いしたいと思います。

○宮野少子化担当課長　では、米田委員さんのほうからも一言お願いいたします。

○米田ハツエ副会長　ご推薦いただきましたが、会長さんが全てを物語ってくださいましたので、私は会長さんと一緒に、皆さんと一緒にこの会議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

５　議　題

（１）岩手県子ども・子育て会議について

（２）子ども・子育て支援新制度について

（３）その他

○宮野少子化担当課長　それでは、次第の５番の議題に入らせていただきたいと思います。

条例第３条第２項の規定によりまして、議長は会長が務めるということになってございますので、以降の進行につきましては遠山会長にお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○遠山宜哉会長　それでは、お手元の次第に従いまして、５番の議題に入ります。５番の大きな（１）番、岩手県子ども・子育て会議について、事務局のほうからご説明お願いいたします。

○菅野児童家庭課総括課長　それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元に資料１、岩手県子ども・子育て会議についてというものをお配りしております。第１回目の会議ということで、会議の概要等についてご説明を申し上げます。資料にあわせまして、１枚もので岩手県子ども・子育て会議条例という資料をお配りしておりますので、あわせてご参照いただきたいというふうに思います。

まず、この会議の概要でございますが、岩手県子ども・子育て会議条例により設置をされたところでございます。本年９月議会に条例提案をいたしまして、10月

11日付で公布がされております。所掌事項といたしましては、子ども・子育て支援法第77条第４項に規定されております事項を処理するということでございます。その内容につきましては、資料の箱の中に書いておりますが、１つ目といたしまして、県子ども・子育て支援事業支援計画に関しまして意見をお聞きするというものでございます。

２つ目といたしましては、県の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進につきまして、実施状況等を調査、支援するということとなっております。

次に、委員についてでございますが、先ほどもお話しございましたように、委員につきましては30人以内ということで規定されております。ご委嘱をお願いいたしましたのは26人ということでございます。任期は２年ということでございます。また、委員の構成に関しましては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事されている方、学識経験者のほか、知事が必要と認める方とされております。

それから、条例の第５条をご覧いただきたいのですが、この５条の規定によりまして、この会議に部会を置くことができるということとなっております。今後策定をいたします県の支援計画の検討審議に当たりましては、部会を設置して審議をお願いするということで考えているところでございます。

それから、施行期日についてでございますが、11月１日ということで既に施行されているところでございます。

次に、２番の委員構成についてということでございますが、先ほど委員の人数あるいは任期等についてご説明をいたしましたが、今後策定を予定しております県の支援計画３のところにその記載事項等が書いておりますけれども、この計画は今後必要となります幼稚園や保育所のニーズがどれくらいになるのか、いわば教育、保育の量の見込みを立てまして、それに対しますサービス、実施しようとする提供体制確保の内容及びその実施時期を策定するということが中心となるわけでございますが、そのことのみならずに今後子ども・子育て支援事業に従事する、例えば幼稚園の先生ですとか、保育士などの人材確保及び質の向上に関すること、また社会、家庭環境などに恵まれない子供たちの社会的養護施策などについてのこと、さらにはひとり親家庭への支援策、そして職業生活と家庭生活の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進などさまざまな子ども・子育て施策全般につきまして

記載することとなっておりまして、そうした関連分野の方々にも委員をお願いしたところでございます。

それから、3の県の子ども・子育て支援事業支援計画についてでございますが、先ほどもご説明を申し上げましたように、この計画につきましては子ども・子育て支援法第62条の規定に基づいて策定をいたします。恐れ入りますが、資料を１枚めくっていただきまして、３ページでございますが、関係法令ということで載せております。その中ほど、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画第62条というところがございます。この規定に基づいて策定をするわけでございますが、その内容につきましては、箱の中に書いてございますように第２項１号から５号に記載されているとおりでございます。必須事項と任意事項に区分されておりまして、また最初のほうに、１ページにお戻りいただきたいのですが、必須事項といたしましては区域の設定、学校教育・保育の量の見込み、さらには提供体制の確保の内容及び実施時期を記載することとなっております。また、任意事項といたしましては、広域調整に関すること、教育・保育情報の公表などとなっております。

それから、４番の今年度のスケジュールというところでございますが、本日の会議の後、２月中旬に第２回の会議を開催したいということで考えております。内容につきましては、カッコに記載しているような内容を掲げているところでございます。

また、２ページをご覧いただきたいのですが、子ども・子育て会議及び計画部会の開催スケジュール案ということでお示しをしているところですが、25年度につきましては子ども・子育て会議を今日ですが、開催をいたします。それから、２月に第２回ということで開催をさせていただきます。この第２回の会議の際に計画部会の設置についてもご提案、ご審議を予定するものでございます。

それから、市町村の欄をご覧いただきたいのですが、市町村におきましても県と同様に子ども・子育て会議を設置いたしまして、計画を策定することとなっております。そうした市町村の計画に基づきまして、進捗にあわせまして、県では県の計画を策定しているという運びになっているわけですが、市町村におきましてはまず教育・保育の量の見込みを検討いただいて、県に報告をしていただく、これが２月、そしてその後にその調査をもとにして確保方策を検討していただくということになっております。

それから、26年度でございますが、県の子ども・子育て会議につきましては、先ほど申し上げました計画部会を設置することとしておりますが、この計画部会を６月に第１回目を開催し、そして計画部会でご審議いただいたものを子ども・子育て会議にご報告をいただいて、審議をいただくということを想定しておりまして、それぞれの会議を９月に第２回目、それから11月に第３回、１月に第４回の計画部会を開催しまして、その後２月に第４回で最終案の報告を取りまとめしたいということで考えているところでございます。市町村におきましては、25年度から引き続きまして教育保育の確保方策等検討していただきながら、９月に県に中間案をご報告いただくというスケジュールとなっております。そして、最後の３月には各市町村の計画を県に提出していただくということでスケジュールを考えているところでございます。

簡単でございますけれども、説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠山宜哉会長　ただいま岩手県子ども・子育て会議そのものについて、趣旨等、今後の予定等につきまして説明いただきましたけれども、この際ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

会議そのものにつきまして、何かご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長　それでは、議題の２番目に移ります。子ども・子育て支援新制度について、ご説明をお願いいたします。

○菅野児童家庭課総括課長　それでは、続きまして子ども・子育て支援新制度についてご説明をいたします。

先ほどと重なる部分もあろうかと思いますけれども、新しい制度ということでできるだけ詳しくご説明をさせてください。それでは、お手元に資料２をお配りしておりますので、ご覧いただければと思います。

昨年８月に子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する３つの法律、いわゆる子ども・子育て関連３法が成立をいたしました。この関連３法につきましては、小さな文字で恐縮でございますが、下に米印で記載をしております。この３法に基づく新たな制度につきましては、子ども・子育て支援新制度と言われております。消費

税の引き上げによります増収分の財源といたしまして、消費税の引き上げ時期を踏まえて平成27年度から本格実施される予定となっております。新制度は、これまでの制度、財源、給付を一元化し、質の高い教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされております。

次に、２の新制度におきます主な支援施策についてでございますが、１つ目は財政支援の分ということになります。これまで幼稚園に対しましては私学助成、それから保育所には保育所運営費が別々に支給されるという状況があるわけですけれども、それを改めまして、新制度におきましては認定こども園、幼稚園、保育所を通じました共通の給付である施設型給付というふうに言われておりますが、その施設型給付と小規模保育や家庭的保育等に地域型保育給付が創設をされます。それによりまして、財政支援の一本化等の内容の充実が図られ、安定的な支援が図られるということとなっております。

２つ目でございますが、地域の多様な保育ニーズに対応するために延長保育ですとか、病児・病後児保育、さらには放課後児童クラブ等の事業につきまして、地域子ども・子育て支援事業に位置づけて一層の普及を図ることとしております。それによりまして、家庭や地域の子ども・子育て支援を積極的に進めていくということとしております。

それから、３番の新制度における県、市町村等の役割ということについてですが、まず市町村は、この制度の実施主体としての役割を担います。潜在ニーズを含めました子ども・子育て支援ニーズを把握した上で支援事業計画を策定することとなっております。

一方、県及び国は実施主体であります市町村を重層的に支える役割を担うということとされております。県におきましては、これまでも保育所制度に対する補助あるいは保育士確保のための研修、さらには保育士・保育所支援センターの設置事業の予算措置など市町村支援の充実に努めてきたところですが、今後におきましても新制度の円滑な実施に向けまして、必要な支援等を行うこととしております。また、国の基本指針を踏まえまして、県には子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられております。この計画の策定に当たりましては、子供の保護者あるいは子育てをされている方々などさまざまな関係者が参画、関与できる仕組みの設置に努めるよう規定されているところであり、本県におきましては岩手県子ども・

子育て会議を条例設置したところでございます。

その子ども・子育て会議についてでございますが、４のところでございますけれども、所掌事項といたしまして、先ほども申し上げましたように県の支援計画の策定における意見、これをお聞きするということと県の子ども・子育て支援施策全般に関します調査審議が主なところとなっております。

恐れ入りますが、２ページをお開きいただきたいと思います。次に、委員の構成でございますが、先ほども申し上げましたように、委員につきましては保護者ほか保育所、幼稚園等の事業関係者のほか、保健医療関係者、企業、労働関係者、学識経験者など幅広い分野の皆様をお願いするところでございます。

次に、５の県子ども・子育て支援事業支援計画についてでございますが、まず計画期間につきましては、平成27年度を始期といたしまして、５年ごとということで計画をするものでございます。

記載事項につきましては、必須記載事項といたしまして各年度におきます教育・保育の量の見込みと実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期、それから幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含みます子ども・子育て支援の推進方策、そして社会的養護に係る事業あるいは障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業、そしてこの事業に当たられる人材の確保、資質の向上などについて記載するものでございます。

また、任意記載事項といたしましては、市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整に関しますこと、さらには特定施設、事業者に関する情報の開示、さらには職業生活と家庭生活との両立支援に関しますこと、いわゆるワーク・ライフ・バランスに関することなどとなっております。

それから、６番のこれまでの県の取り組みについてでございますが、２つ目の丸のところにございますように、これまで市町村や関係者に対します説明会や意見交換会などを開催してまいりました。また、リーフレットの配布などによりまして、県民の皆様方への周知とともに、私立幼稚園、それから認定こども園、現在は総務部が所管をしております。また、公立幼稚園につきましては教育委員会が所管をしております。そして、保育所を保健福祉部が所管するというふうに分かれているというふうなことから、県庁内に新しい制度の準備連絡会を置きましてそれぞれの連絡調整、情報共有に努めてきたところでございます。

次に、７の今後の取り組みについてでございますが、先ほど来お話を申し上げておりますように、県の支援事業支援計画の策定をしていただくということ、そのほかに新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の策定など新制度の円滑な実施に向けまして所要の準備をしております。

それから、最後になりますが、市町村の取り組みについてでございますが、市町村におきましても子ども・子育て会議の設置、そして支援事業、支援計画の策定、さらにはカッコの中に記載しておりますようなさまざまな運営基準等につきまして策定が必要となっております。市町村におきましては、こうした準備等を行いながら新制度実施に向けて現在進められているところでございますが、県におきましても必要な支援等を行ってまいりたいということで考えております。

それから、資料の３ページでございますが、これは今申し上げましたような子ども・子育て支援制度をポンチ絵の形であらわしたものでございます。子育てをめぐる現状と課題ということでそこに書いてございますような課題が挙げられております。そういったことを踏まえまして、３つ、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供を始めまして、大きな３つの内容を新制度では目指していくこととしております。

それから、課題解決に向けての取り組みということでございますが、認定こども園の普及の促進ということでございます。主なメリットということで下のところに書いてございますけれども、認定こども園につきましては保護者の就労状況いかんによらず利用ができるといったようなメリットがあるということで、この普及の促進をしていくということでございます。さらには、待機児童解消のための、保育の受け入れ人数の増というふうなことで、地域のニーズを踏まえまして市町村が認定こども園や保育所などを計画的に整備をしていく、あわせまして家庭的保育、小規模保育など地域型の保育、これに関しても財政支援を行うことで多様な保育を充実を図っていくということとされております。

また、子供が減少傾向にある地域の保育を支援ということで、少人数の保育施設への安定的な運営支援、さらには放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することで多様な保育ニーズに対応しようというものでございます。

スケジュールに関しましては、今は25年度でございますが、会議での検討を行

い、26年度には認定などの準備を行って、27年度がスタートということで予定しているものでございます。

それから、１枚まためくっていただきまして、４ページのところですが、支援新制度の概要についてということで、大きく給付・事業の全体像ということで、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業と分かれております。支援給付には施設型給付、地域型保育給付、さらには現金の給付になりますが、児童手当というものがございます。

さらに、地域子ども・子育て支援事業として、そこに掲げておりますような事業の実施によりまして、多様な保育ニーズに対応しているところでございます。

中ほどから下につきましては、子どもや家庭の状況に応じた子育て支援の提供イメージということで、それぞれの子どもさんや家庭の状況に応じたニーズを把握いたしまして、市町村では事業計画を策定し、必要なサービスの提供体制の整備をするということとなっております。その上で、子どものための教育・保育給付というものを実施していくということでございます。施設型給付の対象には書いておりますような認定こども園、幼稚園、保育所というようなもの、さらには地域型保育給付の対象には小規模保育ですとか、家庭的保育等々に対する給付が行われ、それから地域の子ども・子育て支援事業として、そこにございますような事業を実施していくというものでございます。

最後、５ページでございますが、本格施行までの作業スケジュールということで国、県、市町村ごとに各年度ごとの大まかなスケジュールを記載しているものでございます。まず、基本指針・事業計画のところをご覧いただきたいのですが、国ではこの会議でこういった基本指針・事業計画の基準等について検討が進められております。県では、本日子ども・子育て会議を開催いたしまして、今後県の事業計画の検討を進めていくということでお概ね来年度の半ばぐらいまでにこの計画を策定したいということで考えているものでございます。あとは市町村のそれぞれのスケジュールも記載してございますが、非常にタイトな日程でさまざまな計画、あるいは検討をするということでございますので、委員の皆様のご協力をお願いしたいというふうに思います。

参考資料のところを説明したいと思います。参考資料１ということで、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）というものをお配りしております。この基本

指針につきましては、子ども・子育て支援法に基づきまして、国が定めるものとされております。まだ現在のところは（案）ということでございますが、ボリュームが非常に多いので、なかなか読みこなすというふうなのも大変なわけですけれども、かいつまんでご説明を申し上げますが、まず２ページのところになりますが、最初のところで岩手県の子ども・子育て支援についての基本理念といいますか、それが書かれております。

３行目ですが、24年８月に子ども・子育て支援の充実を図るために子ども・子育て支援の新たな制度が創設をされました。

次の中ほどが重要なわけですが、市町村が子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府県は給付及び事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならないということとされております。

それから、その下のあたりには、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を、それから都道府県は、県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされているということでございます。

その下以降につきましては、子ども・子育て支援の意義に関する事項、次ページにまいりまして、子どもの育ち及び子育てをめぐる環境、また１ページおめくりいただきまして、４ページには、２といたしまして、子どもの育ちに関する理念、そしてまた６ページのところには子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義が書かれております。

そして、さらにまたおめくりいただいて８ページですが、４、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割ということでございますが、ここのところでちょっとかいつまんで言いますと、社会のあらゆる分野における全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

それから、その３行ほど下ですけれども、市町村が地域の子育て支援を総合的に意識する主体となり、また少し下がりますけれども、子どもの最善の利益の実現を念頭に国及び都道府県は市町村の取り組みを重層的に支えるというふうなことが書かれております。

それから、９ページのところでございますが、第２といたしまして、子ども・子

育て支援事業の実施に関する基本的事項ということでございます。ここにも市町村、それから国、県の役割、それから市町村の実施主体として取り組みの内容が書かれております。

以下13ページのところにおきましては、第３といたしまして支援事業計画の作成に関します事項が書かれておるところでございます。なかなかボリュームがあって大変ですけれども、ご了承いただければということでお願いをしたいと思います。

それから、次に参考資料２をご覧いただきたいと思います。ここには、地方版子ども・子育て会議の設置状況ということで11月１日時点での県及び市町村の子ども・子育て会議の設置状況を記載しております。県、市合わせて34ございますけれども、子ども・子育て会議を設置いたしておりますのは23ということでございます。今後予定しておりますのは11ということでございます。

それから、長くなって恐縮ですが、資料参考３というところでございます。子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査の実施状況についてということで、これは各市町村におきましては地域のニーズを把握して計画を策定するということとされているわけですが、その調査の状況でございます。これも11月１日時点ということですが、既に実施済みの市町村は３、それから今準備中というところが27、それからまだ方針が決まっていないというところが２カ所、それから実施しないというところが１カ所というところでございます。右側のところは調査の開始時期ということでございますが、今後も年内あるいは１月、２月にかけて多くの市町村で調査を予定しているということでございます。

ちょっと長くなって申しわけございませんが、説明については以上で終わらせていただきます。

○遠山宜哉会長　ありがとうございました。子ども・子育てに関する支援の新しい制度について説明いただきました。

委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

もしわかりにくい、説明が必要なことがありましたら事務局から追加のご説明お願いいたしますが、ございませんか。

「なし」の声

○遠山宜哉会長　それでは、議題の３番目がその他となっておりますが、皆様方から何か気づいたことでご発言ございませんでしょうか。

どうぞ。

○両川いずみ委員　ちょっと座ったままで。先ほど基本指針の理念が細かく書いてあるのですけれども、ニーズ調査を行っていくのですけれども、こういうのはやっぱりニーズ調査の内容によって厚く、薄くというような感じになっていくものなのでしょうか。ただ、私がちょっと懸念するのは、保育園とか、幼稚園とか、こども園にしても意見がとっても通りやすいと思うのですけれども、家庭で子育てしている人たちの意見というか、そういうものも組み込んでいただいて、子育て支援している団体なのですけれども、復興支援をしながら子供の人間になるための根っこの部分、その子供が子供らしくいれる、そしてもともと100％可能性を持つ子供たちが、それがどれくらい強く持てるかというところを担保していかないと、幼稚園に行って、小学校に行って、中学校に行ったときに、幾らその後に肥料を上げてもなかなかいい花が咲かないということもあるという話で、やはり声なき声も子育て支援している立場として、余り見えない部分も手厚くしてもらえれば、いただければいいなという願いであります。

○遠山宜哉会長　それは市町村のニーズ調査のことでしょうか。

○両川いずみ委員　市町村のほうで具体的にはなると思うのですけれども、ただそれも県のほうの役割として、私たちはどこをどういうふうに見ていけばいいのかなと

○遠山宜哉会長　お願いします。

○宮野少子化担当課長　ニーズ調査につきましては、現在各市町村で行ったところもありますけれども、これから実施するというようなところもございます。実施の仕方としては、例えば家庭にいる、お子さんを持って、特に保育園とか幼稚園につながっていない子どもさんを持っている家庭について、全数調査になるか、抽出調査になるかは別として、配布回答いたしまして、回収するというような実施の方法になっておりますので、特に幼稚園ですとか、保育所ですとか、通園していない施設に行っていらっしゃらない家庭の声も反映できるような実施の仕方になっているかと思います。そういったことで、市町村のほうではそれを実施して取りまとめて、あとはそれぞれに設置しておりますこのような子ども・子育て会議で議論して、実際にどういうニーズがどのくらいあって、それに対応するだけのサービスの提供をどのようにしていくかということが今後話し合われていくことになろうか

と思います。

以上です。

○遠山宜哉会長　よろしいでしょうか。よろしければそういうことですけれども、耳に入った情報はいろんなところで反映できる、委員の皆さんの耳に入ってくる情報も提供いただければ。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○佐藤政弘委員　岩手県国公立幼稚園協議会の佐藤です。

２番目の方の関連になるかと思うのですが、先ほど県内の各市町村さんの取組み早目に動いて支援指導する、その辺については岩手県さんとしましてはどういう指導をしているかお知らせ願いたいと思います。

それから、今回の取組みを県としてどういう方向にもっていきたい、まとめていきたいという思いがあるか、これまでのそれぞれ教育保育のあり方、これからの考え方の整合性、関連づけていこうと思っていらっしゃるのかお願いしたい。また後で資料などで出されるのであればその時で結構です。

○遠山宜哉会長　はい。

○宮野少子化担当課長　まず、１つ目のそれぞれの市町村の取組についてということですけれども、例えばニーズ調査でももう既に実施したところと準備しているところ、準備しているというのが一番多いのですけれども、それぞれスピードについてはなかなかばらつきがあるなというふうにお感じになったかと思います。県としては、県内の市町村、先ほどからご説明しているとおり、平成27年４月スタートというのは、大体は予定されているところですので、そこに間に合うようにさまざまな諸準備が、この時期にはここまでやらなければならないという、そういうスケジュール感がきちっとわかって市町村のほうでされているかどうかというあたりも、いろいろ細やかに市町村のほうからお話を伺いながら、最近では県内いくつかのブロック単位で幼稚園の担当課と、それから当課ということで意見交換などを実施しておりますので、大きくそういうところの遅れが出ないようにということで細やかにいろいろな支援をいきたいなというふうに考えております。

それから、あと２つ目ですが、ちょっとご回答になっているかどうかはわからないのですけれども、国の資料のほうに示して参考になってございますが、資料の２

番の３ページ目の子ども・子育て支援新制度の概要というところで、子育てをめぐる現状と課題ということで、これは国の資料をもとにしてまとめてみたのです。急速な少子化の進行でとか、以下さまざまな子育て家庭にとっての深刻な課題がたくさんあると。今までは、例えば幼児施設についても幼稚園、保育所、認定こども園、それぞればらばらになっていたということと、あと地域での保育、教育、子育ての管理も結構ばらばらになっていて、なかなか子育ての家庭ニーズの情報が届きにくかったり、そういったかなり不都合なところもあって、そこのところを今回計画を立てて、全ての家庭の、お子さんを持っていらっしゃる家庭について、必要なサービスが届くようにというような計画になっていくかと思います。ですので、今後はこのプロセスの中で行政とか、一定の関係者だけがお話をまとめていくということではなくて、当事者の方も入っていただきながら、それぞれの家庭の子育てがこういった課題解消のために少しでも前に行くような、そういったような計画をつくって実行に移して、結果的にさまざまな準備をしていければいいかなというふうに思っております。

実際国の置かれている子ども・子育て会議でさまざまな基準ですとかさまざまな論点話し合われているところですので、そういったような議論も踏まえながら、県としても市町村と一緒に県内の子育て環境の整備に努めていきたいなというふうに思っております。

今日は資料が厚いものもありますし、薄くコンパクトに抑えているのですけれども、これから今後いろいろな情報が出るかと思いますので、その都度委員の皆様のお手元にはお示しをしたいなと思っております。

○遠山宜哉会長　どうぞ。

○坂本洋委員　結局今回の新制度につきましては、５年の計画ということなようでございまして、先ほどご説明ありましたように、いわゆる財政的な支援の一本化ということと、また地域の子育て制度を充実していくと、その中において、結局今は幼稚園とか、保育所とか、認定こども園とかあるのですが、制度として将来的にはこども園として一本化していく、そして共通の給付、施設型給付というように理解しておるわけですが、しかし今その中で、施設の中で、保育所は施設型給付を目指すということで児童福祉法の24条が残っているわけですが、それは当分の間というふうに付け加えられているところです。この５年の計画の中でその当分の間を一体

化して行かれるお考えがあるのかどうかということをお尋ねをしたいなと思います。

○遠山宜哉会長　お願いします。

○宮野少子化担当課長　財政支援の仕組みにつきましては、今国のほうの子ども・子育て会議で議論しているところでございますので、その議論の結果を見て判断していくようなことになろうかと思います。保育に係る給付とか、そういった幼稚園、保育所関係の財政の一本化につきましての今後詳細については、これからだというふうになっておりますので、分かり次第情報を提供していきたいと思っております。

○遠山宜哉会長　はい。

○坂本洋委員　ありがとうございました。それで、今回の新制度は27年度から施行するという関連で、今実は幼稚園業界が非常に混乱をしているという実態があります。だから、今のような将来支援新制度でこども園になるのだということが確実にそういう方向で岩手県でも考えるというようなことであれば、今必要性というか、幼稚園の場合には４類型の中からどれを選ぶのだというのが喫緊の課題なのです。そこで非常に混乱しているというのは、その５年の計画の中にそういったような見通しを早くお示しいただきたいという部分が具体化し、せっかく新計画５年の計画を立てられるわけですから、ある程度そういったような見通しみたいなものをお示しいただければ、今喫緊の幼稚園の４類型の中で、多分恐らく施設型給付を受けていくほうが将来的な構想の中の一体化に入っているのだろうという、そういう考えがあるのですが、そのことが今幼稚園業界にとりましては、非常に混乱をしているという実態だけお話し申し上げておきます。

以上です。

○遠山宜哉会長　ほかにご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○両川いずみ委員　今回の制度の中で質を高めるとうたわれていまして、私たちもいろいろ保育園に行ったり幼稚園に行ったり、やっぱり特徴があったりいろいろ差があったりということがあるのですけれども、その辺どのようにうめていくかということと、それから保育士がどうしても今足りなくて、その確保についても、この文言に書いてありますけれども、具体的なイメージというか、増やしていくという

イメージがあるのでしょうか。

○宮野少子化担当課長　保育士のことにつきましては、今年の10月１日に保育士・保育所支援センターというところを設置いたしまして、これは県の社会福祉議会の中の人材センターの中に設置したところでございまして、確かに保育士さんが不足しているのは全国でも言われていることですが、県内の状況を当課で行いました調査でもやっぱり保育士が不足していますというふうな状況が見えたところでした。新卒の学校を終えられた方、それから資格を持っていながら保育所で働いていらっしゃらない方、さまざま保育所で働いてほしいと思う方がおられるわけですけれども、今回は保育士・保育所センターの中では、潜在的に保育士資格を持っていながらご家庭にいるというような方とかを対象にセンターの案内を差し上げまして、そして働くご希望があればマッチング支援をして、抽出ということで今取り組みをやっているところでございます。

あとそれから離職をするというような状況もありますので、離職をしないで継続していただきたいということで、離職支援ということで相談ですとか、それから研修ですとか、そういった形で保育所で働いていらっしゃる保育士さんについては支援をしているところであります。

それから、研修につきましては、現在働いている保育所についての研修もございますし、それから国の資料に載っているところでは、幼保連携型認定こども園、今度新しくできるところでは保育士と、それから教育免状を持った方の保育教諭として職員になるわけですけれども、その方に対しての研修もおいおい県のほうで実施していくというような中で稼働されます、そういった中で、質の向上を行っていこうというふうに考えているところでございます。

○遠山宜哉会長　ありがとうございました。

ほかに。

どうぞ。

○藤本達也委員　始まったばかりのところで基本的なお願いなのですけれども、国で子ども・子育て会議を始めました。それから県も今日始まりました。私は雫石から来ていますけれども、雫石はおととい第１回の子育て会議をやりました。

なぜ国でやって、県でやって、子ども・子育て会議を市町村でやるかということの意味なのですけれども、県では県の関係する皆さんが集まっている、市町村では

市町村の関係する形で、県では県の形を踏まえた会議にしてほしいなということ、それから岩手県ではなぜ子ども・子育て会議もこういう形になって、こういうことを設置して認定こども園やりなさいというふうに言っているかというのは、選挙の有権者がいっぱいいる都会の規模というか、都市ような形でやっているのですけれども、岩手は、いい機会ですので、僻地とか、子供のいないようなところの有権者の少ない、お金の少ない市町村のような、そういうところも、僻地に今まで通っていたのに、知らないけれども、会議が始まって、国でいろんなことが動いているけれども、何か知らないけれども、僻地の保育園がなくなって、ちょっと遠くのほうまで、５分で行けたところを30分かけないと保育所、保育園、認定こども園に子どもを預けられなくなったというようなことのないような、そういう岩手独自の、そういう薄いところにも目を向けてこの会議を進めてほしいなと思います。

それから、子ども・子育て会議は何回もありますので、市町村でも何回もやりますので、たぶん今回出席している皆さんは重複している方たちが多いはずですので、県のほうではなるべく早く何月何日にやるかということを連絡を早く決めてしていただかなければ、もしかするとせっかく大事な会議なのに欠席ということにもなりますので、なるべく早く日程を決めて、流してほしいなと思います。

以上です。

○遠山宜哉会長

どうぞ。

○中村美喜子委員　保育園です。私たちも新制度については不安なところもあり、今後どうなっていくのかなということを国のほうに聞いたりすると、それはその自治体の子育て会議で審議していくのだと答えられます、藤本委員がおっしゃったように岩手県は四国４県分あって、被災地もありますし、僻地もありますし、過疎地もあります。さまざまな地域を抱えているわけですので、岩手県は岩手県独自の子ども・子育て会議の中で本当に岩手県の子供たちが未来の岩手をつくっていただく子供に心身ともに健康に育つような環境をつくっていただくための会議、条例をつくっていただきたいと切に願っております。

それから、認定こども園の普及というふうに私も聞いておりますけれども、やっぱり東北本線沿いはまだ待機児童がいる中にあって、保護者が働いているいないにかかわらず入園できるというのが果たして可能なのか、確かに少子化ですけれど

も、働くお母さんが増えているために保育を求める方がたくさんあります。その中で、国や県が進めている認定こども園になりましょうといったときに、その両方を受け止めていかなければならない時に、本当に認定こども園を保育を必要としているといったときに排除になってしまうような、拒否してはいけないというようなこともありますので、そういうことのないように、やっぱり地域それぞれの実態に応じた対応ができるように、いましばらくは保育所も幼稚園も認定こども園も必要なのだと思います。特に認定こども園は過疎地で幼稚園と保育所が共存できるようにということで１カ所でやっていくということで、これはこれで存在意義があると私は思っていますので、これはだめとか、あれがだめとか、乱暴に一本化するというのもすごく楽なことだと思うので、やっぱりじっくりこれから上がってくる地域のニーズ調査の結果を踏まえて、岩手県はしっかりとした基本となる計画を策定していただきたいなと思います。ニーズ調査はどういうものが上がってくるのか、花巻市も現在調査しているところですので、そういう実態を見きわめて実態に合う計画を、条例をつくっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○遠山宜哉会長　はい。

○佐々木政弘委員　参考資料１の基本指針案で、これは厚労省が示した指針ではないかというふうに見てございましたが、主体としては市町村が主体だということになるわけですが、県も策定するということになるわけですが、県の計画と市町村の計画の整合性がとられていかなければいい計画にはならないというふうに思ってございます。同時に岩手県がつくって、あるいはそれをひとつ参考にして市町村がつくれればと思うのですが、また岩手県はこれからでありますから、同時に作らなければならない。その点が少し心配なところ。

それから、国の指針は先ほどご説明あった９ページには国及び都道府県は市町村の取り組みを重層的に支えると、非常に抽象的な、国の書き方は全部こんな書き方なのですけれども、この重層的に支えるというこの「重層的」のこれの意味ですね、重層的、いいようにはとれるのですけれども、具体的に重層的というのはどういうことなのかということについて、２点について現時点でわかるところがあればお願いしたいと思います。

以上です。

○遠山宜哉会長　県のほうからございますか。

○宮野少子化担当課長　基本指針には国、県、市町村の役割については、先ほど委員のご指摘のとおり重層的に支えるという表現となってございます。具体的には、先ほど来、教育、保育の関係の計画、それから実施主体というのは市町村になります。ただ、これから市町村が事業計画をつくっていくわけですけれども、市町村だけで完結するのかというと必ずしもそうではありません。事業にしても市町村さんでつくるのもあれば、県が実施する子ども関係の広域的な需要もありますので、市町村の計画が目標を達成するために県と国と、具体的に県としては事業を実施して支援していくという、それぞれ独立して、はい、どうぞということではなくて、広域的な事業は県が担うというようなことに役割分担になっておりますので、あと県の計画も基本的には市町村がつくる計画の積み上げ計画というふうにはなっていますが、ただ単純に積み上げるだけではなくて、その中ではそれぞれの隣接する市町村間の広域調整があったり、今各市町村だけで完結しているサービスはなくて、やはり盛岡にしても矢巾のサービスを利用する、その逆もあるわけですね、そういった調整をすることでそれぞれの市町村が目標としている、目標を達成できるようにということで調整するということもあると思う。あともともと県として広域でやるもの、例えば情報公表とか、そういったもので利用者様の利用に結び付けるような形で、市町村のほうでは利用支援ということで実際に市町村はやらなければならないわけですが、それを応援するような事業が達成するように、サービスが向上するようにというような役割があろうかと思いますので、そういったさまざまな支援の仕方によって支えていくということになると思っています。

○遠山宜哉会長　ありがとうございます。

ほかにございませんか。

「なし」の声

６　その他

○遠山宜哉会長　それでは、議事のところは以上で終了いたしまして、次第の大きな６番のその他というのがございます。この大きなその他は何かございますか。事務局のほうからございましたら。

○菅野児童家庭課総括課長　それでは、事務局からでございますが、次回のこの会議につきまして、２月中旬ということでお話をさせていただいているところでございますが、その開催に当たりまして、また委員の皆様のご都合等をお伺いしながら、先ほど委員のほうからご指摘ありましたように早目に会議のご案内等を差し上げたいということで準備を進めたいと思いますので、２月中旬ということでご案内をいたしますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○遠山宜哉会長　２月中旬の日程につきましては、先ほどご意見ありましたけれども、早目にお知らせするようご協力よろしくお願いいたします。

それでは、予定時刻が迫ってまいりましたので、よろしゅうございますか。

それでは、皆様の活発なご意見いただきましてありがとうございました。

○宮野少子化担当課長　では、最後に部長のほうからコメントいただければと思います。

○根子保健福祉部長　今日は第１回ということで、この会議の役割とか、あるいは新しい制度の説明等ご説明申し上げましてたくさんご意見をいただいたところです。

この新制度のご説明を聞いて、子ども・子育ての大きな転換点だということがわかっていただいたと思います。それが平成27年度に向けた作業ということで非常にタイトな中で決めていかなければならないということで、今後ともよろしくお願いします。

それで、ご意見の中には、市町村の取り組みの違いだとか、あるいは岩手県の特徴を踏まえるべきだとか、たくさんいろんな意見いただきました。それぞれの取組の違いというのは、やっぱりそれぞれの事情があることだとは思いますが、ここで県全体でそういったものを出しながらこの会議での意見を市町村にもう１回返すというのもあるのかなと思っていまして、その中でひょっとしたらそれぞれの別の市町村の取り組みが参考になるということもあると思いました。

それから、あとは都会だと待機者も多いという話もありますけれども、岩手県では逆に子どもが少なくなって定員を満たせないとなれば、その施設をどう活用するかということは基本的には岩手県もいろいろ考えなければいけないのかなというふうに思っていますので、そういった点も含めながら今後いろいろご意見をいただ

ければと思っております。

それから、日程調整につきましては、早急にやりたいと思いますので、その辺のところはご承知おき願います。

以上でございますが、今後ともよろしくお願いしたいと思いますので、本日はそういうことで大変ありがとうございました。

７　開　会

<u>○宮野少子化担当課長</u>　それでは、本日は本当に足元が悪い中、いらっしゃっていただきまして、そして長時間にわたりましてご協議をいただいてありがとうございました。

これをもちまして、第１回目の子ども・子育て会議につきましては終了させていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。